

海外における食品中の放射性物質に関する指標

核種	コーデックス CODEX/STAN 193-1995	EU Regulation (Euratom) No 3954/87	米国 Compliance Policy Guide Sec. 560.750	日本 食品衛生法の 暫定規制値
ストロンチウム (⁹⁰ Sr)	乳幼児用食品 100 一般食品 100	乳幼児用食品 75 乳製品 125 一般食品 750 飲料水 125	全ての食品 160	ストロンチウムの 寄与を含めた指標 をセシウムで示す
放射性ヨウ素 (¹³¹ I)	(ストロンチウム、放 射性ヨウ素等の和とし て)	乳幼児用食品 150 乳製品 500 一般食品 2,000 飲料水 500	全ての食品 170	飲料水 300 牛乳・乳製品 300 野菜類 2,000 (根菜、芋類を除く。) 魚介類 2,000
放射性セシウム (¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs)	乳幼児用食品 1,000 一般食品 1,000	乳幼児用食品 400 乳製品 1,000 一般食品 1,250 飲料水 1,000	全ての食品 1,200	飲料水 200 牛乳・乳製品 200 野菜類 500 穀類 500 肉・卵・魚・その他 500
プルトニウム、 アメリシウム等 (²³⁹ Pu, ²⁴¹ Am)	乳幼児用食品 1 一般食品 10	乳幼児用食品 1 乳製品 20 一般食品 80 飲料水 20	全ての食品 2	乳幼児用食品 1 飲料水 1 牛乳・乳製品 1 野菜類 10 穀類 10 肉・卵・魚・その他 10

単：Bq/kg

※コーデックスについては、介入レベル1 mSv を採用し、全食品のうち10%までが汚染エリアと仮定。

EUについては、追加の被ばく線量が年間1 mSv を超えないよう設定され、人が生涯に食べる食品の10%が規制値相当汚染されていると仮定。

米国については、預託実効線量5mSv を採用し、食事摂取量の30%が汚染されていると仮定。